

令和元年 9 月 10 日

各位

株式会社 ミートモリタ屋
代表取締役社長
吉岡 登志夫

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社が運営する店舗「炭火焼 ぎんすい」におきまして、食中毒事故が発生いたしました。これにより、9 月 9 日(月)付で高槻市保健所より行政処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されたお客様とご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしました事、心よりお詫び申し上げます。

また、日頃よりご利用いただいているお客様、及び関係者の皆様にも、多大なご迷惑とご心配をお掛けし、重ねてお詫び申し上げます

1. 食中毒の内容

令和元年 8 月 24 日「炭火焼 ぎんすい」において、お食事をされた 4 名のお客様の内 1 名が、26 日午後 11 時頃より腹痛、下痢、発熱等の食中毒症状を呈しました。その後同月 25 日、及び 26 日にお食事をされたお客様においても、上記と同様の症状を発症いたしました。

同店舗での立ち入り検査では、陰性の結果となりましたが、有症者であるお客様 3 名と、同店従業員 2 名から、腸管出血性大腸菌 O157 が検出されたことなどにより、同店が提供した食事を原因とする食中毒と断定されました。

現在、3 名の内 1 名のお客様は回復され退院いたしました。2 名のお客様については、入院加療中でございます。

なお、同店舗は 9 月 6 日夜の営業より、営業を自粛しております。

また、処分解除日は 11 日でございますが、社内において安全の確認が完全に取れるまで営業自粛を継続する所存でございます。

2. 行政処分の内容

処分店舗 : 炭火焼 ぎんすい
処分年月日 : 令和元年 9 月 10 日
処分の理由 : 食品衛生法第 6 条第 3 号の規定に違反したため
処分解除日 : 令和元年 9 月 11 日
原因物質 : 腸管出血性大腸菌 O157

3. 再発防止策

弊社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、信頼の回復と食の安全・安心の確保に、全社一丸となって衛生強化に取り組んで参る所存でございます。

- ・ 調理設備、飲食店内設備の清掃、及び消毒の徹底
- ・ 食材等による相互汚染の防止徹底
- ・ 従業員の健康管理

4. 本件に関する問合せ先

株式会社 ミートモリタ屋 管理部
TEL 072-683-7153 (平日 09:00~18:00)